

消費者行政に関する意思表示

近年、悪質業者の手口は複雑かつ巧妙化しており、消費生活相談件数は年々増加しています。本村では平成22年度から専任の相談員を配置し、問題解決のための助言や関係機関への斡旋など、消費者保護に努めています。

また平成25年度からは高森町と南阿蘇村の区域内における在住者などに係る消費生活相談業務を広域的に処理することにより、相談業務の効率化並びに消費生活における安全性および利便性を向上させています。

今後も継続して、消費者被害を未然に防ぐための啓発活動の推進、専任相談員の配置による相談体制の充実を図っていきます。

令和4年1月1日 南阿蘇村長 吉良清一

【消費者問題に関するお問い合わせ】

■南阿蘇村消費者相談室 TEL0967 (67) 2244

■相談日：火曜・木曜 午前10時から午後3時 ■場所：南阿蘇村役場総務課



南阿蘇 消費者相談室から Vol.105

新しい年になりましたね。今年もどうぞ、よろしくお願いいたします。

考えてみると、10年間この仕事を続けていますが、消費者被害は、一向に減りません。古典的なものから、新しいものまで形態は様々です。詐欺的な商法をする輩に共通することは、ただひとつ「なんと、人の心理をついてくるのが上手いのか」ってことです。

例えば、無料、激安、今回限りのお買い得品、などと言われると気にならない人のほうが少ないでしょう。息子が会社で失敗したと聞けば、何とかしてやりたいと思うのが親心で

すよね。還付金があると言われたら、そりゃ、貰いたいですよね。体に良いと言われたら、その健康食品を試したくなりますし。

きっかけは、誰にでもありそうなことです。誰もが、被害に遭う可能性があります。被害に遭わないためには、手口を知ることです。1カ月に1回の、このページが、皆さんの目に留まり、未然に防ぐための手立てになるように、今後も引き続きお知らせしていきます。

啓発が一番の被害防止策です。皆さんの集まりに、ぜひ、呼んでください。喜んで啓発講座をいたします。どうぞ、お気軽にお声かけください。



謹んで新年のご挨拶を申し上げます。皆様のご健康とご多幸を心からお祈りいたします。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



新規会員募集中!

多世代にわたり生涯学習やスポーツ振興を
目的とした地域住民交流の場

「ひとづくり むらづくり 生きがいづくり」

スポーツ系プログラム

サッカー、野球、陸上、ヨガ、登山、ウォーキング ほか

文化系プログラム

裁縫、油絵、器楽、書道 ほか

特別プログラム

パソコン、よろずや ほか



「放課後きらめきクラブ」も参加者募集中!

小学校放課後活動: スポーツ & 文化活動 体験型

クラブのサポートしてくださる 賛助会員も募集中!

NPO法人クラブ南阿蘇

お問い合わせ

ホームページ

TEL 0967-67-0182

<https://clubminamiaso.org>

